



生活習慣病予防健診の利用をご検討ください

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断（定期健康診断）を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

協会けんぽでは、年度内お一人様1回に限り健診費用の一部を補助しています。被保険者（ご本人）様を対象とした健診としては、「生活習慣病予防健診」をご用意しています。生活習慣病予防健診には、定期健康診断に代えていただける「一般健診」やより詳細な「付加健診」等があります。

付加健診の対象年齢が拡大しました!

対象

一般健診※を受診する ※35歳~74歳の被保険者（ご本人）様が対象の健診

40歳・**45歳**・50歳・**55歳**・**60歳**・**65歳**・**70歳**の方

一般健診

- 問診 ● 診察等 ● 身体計測
- 血圧測定 ● 尿検査
- 便潜血反応検査 ● 血液検査
- 心電図検査 ● 胃部レントゲン検査
- 胸部レントゲン検査

- 眼底検査 医師が必要と判断した場合のみ

付加健診

- 尿沈渣顕微鏡検査 ● 血液学的検査
- 生化学的検査 ● 眼底検査
- 肺機能検査 ● 腹部超音波検査

単独受診はできません。

一般健診総額 (眼底検査費用は除く)

最高 18,865 円

自己負担額

最高 5,282 円

付加健診総額

最高 9,603 円

自己負担額

最高 2,689 円

事業主様へ



補助の期限が迫っています



期限

令和6年度の費用補助の対象となるのは令和7年3月31日受診分までです。生活習慣病予防健診をまだ受けていない方がいらっしゃる場合は、お早めに申込みをしていただくようお願いいたします。

健診機関の検索はこちら



協会けんぽ北海道 健診機関

検索

「第三者行為による傷病届」の提出をお願いします

私用中の交通事故など、第三者の行為によって負傷をした場合でも、健康保険で治療を受けることができます。その場合、本来加害者が負担すべき医療費を協会けんぽが立て替えて支払うことになります。立て替えた費用を協会けんぽが加害者に対して請求する際に、「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、ご提出をお願いいたします。任意の損害保険会社が介入している場合は、作成を支援していただけます。



交通事故



スキー中の接触事故



他人が飼っているペットに噛まれた

ダウンロード
はこちら



「第三者行為による傷病届」をご提出ください



示談は慎重に

健康保険で治療を受けた場合、協会けんぽが加害者に対して医療費の請求をしますが、治療終了前に当事者間で示談を行うと、示談内容により、健康保険で治療を受けられなくなります。示談後の健康保険の医療費等は返還していただく場合があります。

示談する前に必ず協会けんぽへご連絡をお願いいたします。



健康保険が使えないとき

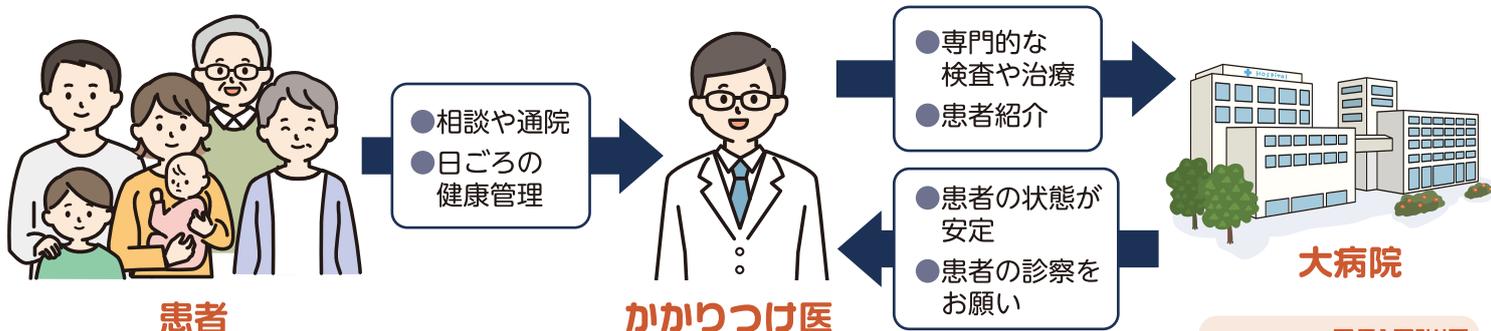
仕事中や通勤途中での負傷の場合、健康保険で治療を受けることができません。

労災保険の適用となりますので、管轄の労働基準監督署にご相談ください。



かかりつけ医を持っていますか？

「かかりつけ医」とは健康に関することをなんでも相談できる上、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる医師です。かかりつけ医を持つと日ごろの健康相談や大病院への受診など、判断に困った時に「どうすればいいのか」を相談でき安心です。



医療機関の診療科目や診療日、診療時間、所在地等で検索できる医療情報ネットを活用して、身近な医療機関を探しましょう！

医療情報ネット

検索

医療機関
の検索は
こちら

